

福島原発事故 避難者裁判を支える会・えひめ ニュース

No.8

2017年6月1日

〒790-0852

松山市石手2丁目9-21

TEL089-916-3056 (田淵)



映画「太陽の蓋」と避難者のお話を聞く会 満員御礼！ 大きな反響！

3月18日開催の“映画「太陽の蓋」と避難者のお話を聞く会”は、予想を大幅に上回る参加となりました。ご参加くださった方、ありがとうございました。午前169人、午後171人、合わせて350人。支える会に入会してくださった方11人、避難者の体験手記『人の痛みこの震災を転換点に』は26冊普及できました。避難者裁判原告の新妻秀一さん、渡部寛志さんが現在の心境を訴えると多くの共感が広がりました。

前日に、国と東電の責任が認定された、原発避難訴訟「前橋地裁判決」について報じる各紙トップ記事をボードに張り出しました。

同日「福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ」は、第1回総会を開き、野垣康之弁護士や原告の方から報告を受け、今後の活動方針を話し合いました。



上映後、避難生活の現状を語る新妻秀一さん



「太陽の蓋」参加者感想

- 非常に重い映画でした。この事実を決して忘れてはならない。政治、企業責任とその究明と解決を徹底して行ってほしい。それが近代国家です。
- 映画を観て改めて当時の絶望的な状況がまざまざと思い出されました。あれだけのシビアアクシデントを経験し、福島の現状があるにもかかわらず、喉元過ぎればナントヤラ…で、またぞろ原発に依存し、核兵器の製造がいつでも可能な社会をつくらうとは!!
今の日本政府とはなんと愚かなんだ!!



「太陽の蓋」参加者感想
● 非常に重い映画でした。この事実を決して忘れてはならない。政治、企業責任とその究明と解決を徹底して行ってほしい。それが近代国家です。
● 映画を観て改めて当時の絶望的な状況がまざまざと思い出されました。あれだけのシビアアクシデントを経験し、福島の現状があるにもかかわらず、喉元過ぎればナントヤラ…で、またぞろ原発に依存し、核兵器の製造がいつでも可能な社会をつくらうとは!!
今の日本政府とはなんと愚かなんだ!!

第10回口頭弁論報告

3月7日、第10回口頭弁論が松山地裁で開かれました。原告側からは野垣弁護士と渡部原告団長、被告側は国と東京電力の代理人あわせて10人ほどが出廷、傍聴者は約30人。野垣弁護士から、原告のお一人の被害状況をまとめた準備書面が読み上げられました。第1回口頭弁論の渡部寛志さんの陳述以外、原告の意見陳述を裁判所が認めないため、準備書面という形にしたものです。被告・国からは、規制権限の行使という論点について、東電からは、愛媛の原発に依存し、核兵器の製造がいつでも可能な社会をつくらうとは!!
今の日本政府とはなんと愚かなんだ!!

第11回口頭弁論日程

日時 6月6日(火)
14:30開廷

場所 松山地方裁判所

※14時前までには地裁ロビーにお集まりください。裁判終了後、愛媛弁護士会館で報告集会を行います。

(松山市三番町4丁目8-8)

このからの口頭弁論の予定は、第11回が6月6日、第12回が9月5日となっております。抽選券が配られるような、傍聴席がいつぱいとなる裁判にしよう！



国の過失責任初めて認めるも 余りに低い賠償額！

避難者訴訟 前橋地裁判決



判決骨子

国と東電は、巨大津波を予見でき、原発事故を防げた。

国と東電は、原告62人に3855万円を支払え。国は東電に対する規制権限を行使せず違法。東電は、安全性よりも経済的合理性を優先させるなど、非難に値する事実がある。

3月17日、群馬県・前橋地方裁判所の原道子裁判長は、東京電力福島第1原発事故で東電と国の責任を認め、一部の原告への慰謝料の支払いを命じた。

前橋地裁では、福島県内からの避難者137名が原告となって、国と東京電力を相手に1人あたり1100万円の請求をしていましたが、原告のうち62名に、合計3855万円の慰謝料が認められました。

避難指示等区域内の原告72名のうち、19名に、最高額が350万円、最低額が75万円。

自主的避難等区域内の原告58名のうち、43名に、最高額が73万円、最低額が7万円。

判決の中で、東電は、福島第一原発の敷地の高さを超える津波が到来することを2002年7月から数か月後には予見することができ、配電盤、非常用ディーゼル発電機を建屋の上階に設置するなどすれば、原発事故が発生することを回避することができた。

また、国は、東電が事故回避の措置を講じるよう命令する権限があったにもかかわらず、この権限を行使しなかったとして、国家賠償法1条の責任があるとしています。

国が規制権限を行使しなかった責任を認めている点、健康被害の有無によらない「平穏に暮らす権利」を認め、国と東電の責任を明確化したことは、画期的で評価できます。しかし、認定された被害額はあまりに少額で、請求が棄却となった原告も多数いて、被害の実体に即しているのか、被害者が受けた精神的苦痛が適切に評価された金額と言えるのか、大いに疑問が残ります。

なお、この訴訟では、原告の約半数の73人が3月31日、慰謝料額が少ないとして、東京高裁に控訴しました。国、東電も30日に控訴しています。



今村復興大臣に抗議！⇒翌日辞任を決意

今年3月、今村雅弘復興大臣がNHKの討論番組の中で、原発事故の自主避難者に対し「故郷を捨てるっていうのは簡単ですよ」「そうじゃなくて、とにかく頑張っていくんだという気持ちを持ってもらいたい」と言い、4月にも記者会見の場で、福島に帰れないのは、「本人の責任でしょう、本人の判断でしょう」「裁判でも何でもやればよい」などの避難者を傷つける発言をしました。これに対し、原告有志と「避難者裁判を支える会・えひめ」は抗議文を作成し、4月24日に記者会見を開きました。大臣は翌日、辞意を表明しました。（抗議文全文は別紙をお読みください）

「5・3愛媛憲法集会」に出店・販売！



5月3日、ひめぎんホールで開催された「愛媛憲法集会」平和の広場で、柑橘、ジュース、シフォンケーキ、古代米、書籍などを販売しながら会の活動を紹介しました。



**入会お誘い！一歩
できています！**
必要な方はご連絡ください。



「支える会」会費納入・カンパをお願いします！ 年会費1,000円

振込先) ゆうちょ銀行 口座記号番号16100-25698151 口座名義 福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ